市では、市民のみなさんの医療費負担を少しでも軽くするため――
○…医療費を満三歳児まで無料にすること
○…精神障害者にも医療費助成制度を設けること
○…高額療養費貸付け制度を新設すること
――など、この四月から市独自で始めました。

医療費の無料化――＊
今度は満三歳児まで
市独自で対象範囲広げる

四月から市独自で乳幼児の医療費無料化を、これまでの「満二歳児まで」から「満三歳に達した月の末日まで」とさらに対象範囲を広げました。

お年寄り、重度心身障害者と並んで妊産婦・乳幼児の医療費無料化は、昭和四十八年のトシから他市町村に先がけて実施しているものです。

無料で医療が受けられる要件などは次のとおりです。

◎対象者…昭和四十九年四月二日以降に出生した乳幼児
◎助成期間…出生した日から満三歳に達した月の末日まで
◎手続きなど…すでに乳幼児（満二歳）の医療費受診資格証の交付を受けているかたでこの四月一日以降に受給資格がなくなる乳幼児は、その時点で延長の申請をしてください。

申請には―▽印かん▽母子手帳▽被保険者証―が必要です。窓口は保健課⑪番です。

精神障害者にも医療費助成

市では、対象範囲を広げた乳幼児の無料化とあわせ、この四月から〝精神障害者〟にも医療費を助成する新しい制度を始めました。

これは、精神障害者の医療費負担を少しでも軽く、また精神的な悩みや経済的な不安を取除いて治療を早めてもらおうとスタートする制度です。

□対象者…入院している精神障害者の保護義務者（後見人・配偶者・親権を行う者および扶養義務者）または世帯主

ただし生活保護世帯もしくは県知事の権限で入院している場合は除かれます。

□助成の申請…申請書（保健課にあります）に所要事項を記入して、その月の末日までに支払った医療費を医師から証明をしてもらって申請します。申請期限は翌月の十四日までです。

□助成の額…自己負担額（総医療費の三〇％相当額）の五分の一の金額（月末までに助成します）。ただし職場保険に加入している場合で、後日家族療養費（附加給付）が支払われるときは、その額を差引いた残りの五分の一の金額です。

なお、四月に支払った医療費から適用されますので、早目に受給証の交付を申請しましょう。

高額な療養費負担分に融資
四月分から貸付制度できました

「高額な医療費をすぐ病院などに支払わなければならない」――高額療養費制度があるから、後で負担分は返ってくるとはいうものの、出費の多い時の家計のやりくりは間違いなく大変です。

こんな方たちのため、市では無利子の貸付け制度をこの四月から発足させました。

＊　＊　＊

医療技術の向上、新薬の開発、それに医療機器の整備などで、入院治療の場合の医療費が高額となってきました。

国民健康保険では自己負担分が三割、しかも一か月に三万九千円を超える分については〝高額療養制度〟で市が負担することになっていますが、医療費は直接病院などへの窓口払い制度のため、本人から一時負担してもらっています。

したがってこの医療費が高額になればなるほど、一時負担分も大きくなるわけです。

市では、今年からこの一時負担分を融資する「高額療養費貸付け制度」を新しく設けて、みなさんの一時負担を軽減することにしました。もちろん無利子でお貸しするものです。ご利用ください。

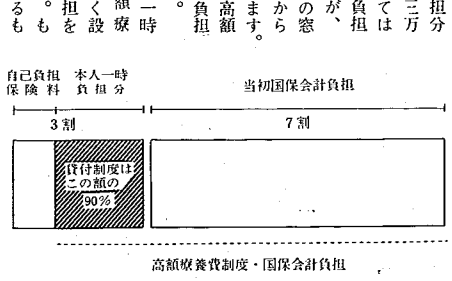

♡貸付けを受けられる人…当分の間、国民健康保険の被保険者とします。
♡貸付け金額…保険医療機関からの一部負担金の請求額が三万九千円以上の額の九〇％相当の額（図参照）
♡貸付け期間…借りたお金で支払いした医療費が、高額療養費として支払われるまで（最高三か月）
♡利子…無利子
♡手続き…病院が発行した請求書、または診療報酬請求書の写しを持って保健課の窓口（十番の窓口）へ…。そのほかに被保険者証と印鑑が必要です。なお、借主は世帯主となりますが、保証人はいりません。

お買物、ご用命は市内で

浄化そう維持管理清掃について

浄化そうの設置後は正しい使い方と機能保持のため、法律に基づく放流水の基準値が定められております。その正しい放流水質を得られ、地域環境保全のため「一般廃棄物および清掃に関する法律」第9条に基づく当該市長の有資格許可業者が設置者各位に代わり、維持管理・清掃を行うよう定められておりますので、浄化そうの維持管理・清掃の委託契約は信用ある下記有資格許可業者と委託契約を結んで下さい。

新津市許可有資格業者
竹本衛生社　2―6799
土田衛生社　2―1738
㈲新津衛生サービス　2―1821
坂井衛生社　3―0372
田中衛生社　2―0758

年金受給のための
証明手数料など無料に

市では、年金を受けている人たちの「現況届け」などの証明手数料を、こんど無料とすることにしました。

この「現況届け」は、国民年金や厚生年金、共済年金など、いわゆる公的年金を受けている人に、社会保険庁などから毎年生存確認を行うために届けられているもので、そのつど市役所での〝証明〟が必要でした。これらの年金を受けるために必要な戸籍記載事項証明、および住民票記載事項証明手数料については、今後いっさい無料とすることにしたものです。

印かん証明交付申請
代理人でも委任状不要

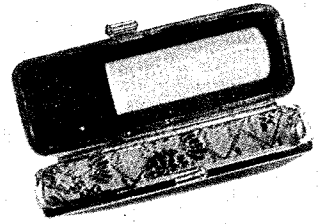

五月一日から印かん証明（印鑑登録証明書）をもらうときは〝代理〟の人であっても印かん手帳（印鑑登録証）があれば、簡単に交付が受けられることになりました。

つまり代理人による証明交付申請は、これまでの「○○さんに委任します」という〝代理人選任届けまたは委任状〟手続きがいっさいいらなくなるものです。

しかし印かん証明などの取扱いは、一つ間違うと取りかえしがつかない大変なことにもつながります。印かん手帳（印鑑登録証）の保管はきびしく、また代理人をたてて請求するさいは信用のおける人にするなど、十分ご配慮ください。

また、五月からは、みなさのお手持ちの「印鑑手帳」は〝印鑑登録証〟と読み替えて使用されます。

なお、新たに〝登録する〟などのさいは、今までどおりの手続きと変わりません。

〝印かん〟取扱い
一つ間違うと大変

市では、市民のみなさんが気軽に市役所で用がたせるよう、相談と合わせ〝窓口サービス〟につとめています。

市役所へはふつう、多い日におよそ千人以上の人が、いろいろな用で訪れます。証明をもらったり届けを出したり――こんなとき、窓口で「代筆」を依頼する場合がありますが、窓口職員はつとめてこれらの代筆に応じています。でも委任状や印かんの登録などのように〝代筆〟ができないものも中にはあります。

代筆できない
委任状や署名

まず印かんの登録と、これらに関する書類です。

「ある人の印かんを勝手に使って保証人に仕立てあげ、保証人となったその人は多額の借金を背負わされた」など一つ間違えば大変なことになるのは事実です。

印かんの登録や証明をもらうときに、本人が自ら手続きをとればほとんど間違いは起こりません。でも、どうしても代理人をたてて請求する場合もでてきます。この場合、万が一「ウソ」の代理人であると、それこそ大変です。市役所の窓口では〝印かん〟に関してとくに気を使っており、特別の場合を除いては窓口職員による代筆をお断わりしています。

もう一つ、戸籍関係の届け書や、転出人の届け書です。

「知らないうちに籍が抜けていた―どこかへ転出していた」などのように、これらの届け出は身分関係から利害関係も大きく左右するものです。ですから、届け出人や保証人の欄が「署名」となっているところへは、その本人が自書しなければならないことになっています。

つまり、①印かんの登録に関係する書類　②委任状や代理人の選任届け　③戸籍関係の届けや転出人の届けで、署名を必要とするものなどは〝代筆〟できない性質のものといえます。市民のみなさんのご協力をぜひお願いします。

社会体育課できました
4月から市役所に新しい「係」も

市は、四月から市民のみなさんへのいろいろなサービスを考え、新しい課の新設をはじめ、仕事の分担替えなどを行いました。

○…市民のスポーツ活動を一層盛上げるため、新しく「社会体育課」を市民会館内につくりました。社会体育課の中には、これまで社会教育課にあった「社会体育係」を移して、「体育施設係」も新設しました。

○…建設課の土木係を▽土木一係と▽土木二係に分けて強化しました。〝二係〟は、主に道路や橋の建設などの仕事を扱います。また〝二係〟は、用排水路の新設改良や、土木施設の維持管理にあたる仕事をします。

○…農林課には、新しく「農業土木係」を設けて、林業土木や土木改良などの仕事もいっしょにします。

○…社会福祉事務所に「児童係」を新設して、児童福祉関係の仕事を扱います。

なお、職員異動の名まえは十二ページに載せました。

お買物、ご用命は市内で

御婚礼写真
文部省認可・日本写真文化協会・A級認定写真師
写真のことならスタジオサカヅメにおまかせ下さい
スタジオサカヅメ
新津市本町4丁目5-6　TEL (代)2-0045

夏に備えて
エアコンを
新町2丁目
田村電機商会
TEL 2-0653